

通学方法調査票

受講区分 ※該当に○ 履修プログラム 科目等履修生 聴講生

受講希望者氏名 _____

受講期間 _____ ~ _____

通学方法 (該当に○をつけてください)			
1 自家用車	2 公共交通機関	3 自転車	4 徒歩
5 その他 (_____)			

自家用車利用の場合のみ記入

自動車メーカー		車種	
車のナンバー	<記入例> 富山 330 か 2468		

※自家用車通学で駐車場利用を希望する方は下記についてもご記入ください。

臨時駐車許可願申請書

許可証の交付を受けた者は、駐車場利用に際し、以下の規則を遵守すること

富山福祉短期大学 駐車場<臨時許可者>利用規則

- 1 許可証の交付を受けた者は、本学の許可なく指定以外の場所に駐車することは一切できません。本学駐車場は番号指定制により使用者が決まっています。時間の長短を問わず指定以外の場所に駐停車することを固く禁じます。
- 2 駐車許可証の交付後、駐車場を利用する際は、駐車許可証の表面をダッシュボード上によく見えるように必ず提示してください。許可証裏面の提示や不提示の車両は、無許可駐車として取締りの対象となりますのでご注意ください。
- 3 駐車場内の事故について、本学は一切責任を持ちません。
- 4 駐車場内では徐行運転することとし、騒音など周囲の迷惑となる行為を一切禁じます。
- 5 駐車スペース周辺の樹木・植栽に排気ガスがかからないようにしてください。(樹木・植栽に対しては、車両前方から駐車すること)
- 6 マフラー、車体などを改造した車の駐車許可は認められません。改造車での駐車は直ちに取消します。
- 7 降雪時など、本来許可された場所以外に駐車するよう指示することがあります。
- 8 駐車許可証の交付内容に変更があった場合は、速やかに届け出てください。
- 9 駐車許可証の不正利用や本規則を遵守できない場合は、駐車許可を取り消します。
- 10 上記の規則を遵守できない場合や、駐車許可証の不正利用があった場合は、駐車許可を取り消します。

上記の内容を十分に理解した上で、臨時駐車場利用許可証の交付を申請します。

平成 年 月 日

氏名： _____ 印

* ボールペンで記入のこと。

※大学記入欄 (受講生番号 _____)